

岐阜県学校生活協同組合 行

FAX 058-272-9515

「かんぽ生命保険」団体扱い希望申込書

申込日 年 月 日

フリガナ ① 氏名	
② 組合員コード（職員番号）	
③ 所属所名	
④ 連絡先携帯電話（任意）	

※ 申込日と①から④の項目をご記入のうえFAXでお申込み下さい。

学校生協から「手続き書類」をお送りいたします

岐阜県学校生活協同組合

FAX 058-272-9515

【個人情報の取扱いについて】

「希望申込書」に記載の個人情報は、団体扱い手続きのため岐阜県学校生活協同組合及び株式会社かんぽ生命保険の間で相互提供いたします。

「かんぽ生命保険」 団体扱いのお知らせ

学校生協組合員なら、ご加入の「かんぽ生命保険」が団体収納できます。
新規加入の場合も団体収納ができます。

「かんぽ生命保険」を団体扱いにすると保険料が割り引きとなります。

岐阜県学校生協では、組合員の皆様から要望があった「かんぽ生命保険」の団体扱いについて、2022年度から取扱いを開始しています。

これにより、「かんぽ生命保険」掛金が、団体扱いの給与差し引きで窓口払いより3%引き、口座引き落としより1%引きとなります。

また、新規加入で団体扱いすることも可能となります。

団体扱いの対象となる方は？

次の要件を全て満たす方が団体扱いの対象となります。

- ①岐阜県内の公立小中高等学校・特別支援学校に勤務する60歳未満の教職員であること。
- ②給与元が岐阜県教育委員会であること。(市町村は不可)
- ③岐阜県学校生活協同組合の組合員であること。
- ④岐阜県教職員事務センターに口座の登録があること。

※ 退職・異動等で要件を満たさなくなった場合はその時点で団体扱いができなくなります。(保険を個人扱いとして継続することは可能です)

取り扱い対象は平成19年10月以降に「かんぽ生命保険」に加入された方と新規加入の方です。(※平成19年9月以前の旧簡易保険は取り扱えません)

※ 団体収納扱いが可能な保険契約(養老保険や学資保険など)や新規契約については、かんぽ生命保険を取り扱う、各郵便局までお問い合わせ下さい。

※ 年金保険、財形保険、長寿支援保険、申込日が2023年4月1日以降の学資保険(H24)は団体払込みの対象外です

この文書に関するお問い合わせ先

岐阜県学校生活協同組合 総務課

〒500-8268 岐阜市茜部菱野 4-103

TEL. 058-272-9511 FAX. 058-272-9515